

鳥栖市監査告示第 11 号

令和 8 年 3 月 23 日

財政援助団体等監査結果に係る改善措置の公表について

鳥栖市監査委員

川 崎 真 澄

徳 淵 拓 三

地方自治法第 199 条第 14 項の規定による改善措置の通知を受けたので、当該通知に係る事項を公表します。

記

1. 監査の対象 鳥栖市スポーツ協会
2. 改善措置内容 別添のとおり

令和7年度財政援助団体等監査結果に係る措置について

| | |
|--------|-----------------|
| 監査対象団体 | 鳥栖市スポーツ協会 |
| 所 管 課 | スポーツ文化部 スポーツ振興課 |

【注意・検討を求める事項】

◆補助金等交付事務

○大会助成金について

当該助成金について、算定を誤っている事案がある。

【措置内容】

算定誤り分については助成団体から年度内に返還を受けることとし、今後は交付要項の算定基準の確認を徹底してまいります。